

読書普及活動方針

1 趣旨

子どもの読書活動の推進拠点として、要請に応じて当館職員を派遣し、県立図書館子ども図書館で実践している児童サービスの事例をもとに、子どもの読書推進や子どもの読書に関わる団体等の資質向上のための支援を行うもの。

2 活動方針

原則として最新の「福岡県子ども読書推進計画」に則り、以下のとおり要請に応じる。

① 学校との連携・協力に関するもの

学校における読書活動の推進のため、学校図書館の活動支援として要請されるもの。ただし、要請は原則として県、市町村教育委員会及び福岡県学校図書館協議会からのものとする。

② 読書推進ボランティア養成に関するもの

地域における読書活動の推進のため、読書ボランティア養成活動の支援として要請されるもの。

③ 市町村図書館(室)のうち支援が必要なもの

市町村図書館(室)で行われる子ども読書推進事業のうち、特に当館の支援が必要として要請されるもの。

④ その他

上記以外で、講師派遣が必要であると思われるもの。

3 派遣に関する留意事項

① 派遣は当館の業務の支障とならない範囲で対応するものとする。

② 広範囲の地域の要請に応えるため、同一依頼先への同一内容での派遣は原則として1回のみとする。ただし、県の機関の依頼についてはこの限りではない。

③ 受付は上記の方針に照らしたうえで先着順に行う。

附 則

この方針は、平成31年3月4日から施行する。